

令和5年3月24日

令和5年登米市議会定例会
3月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第46号	令和4年度登米市一般会計補正予算(第12号)	別冊
議案第47号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第48号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算(第6号)	別冊
議案第49号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算(第8号)	別冊
議案第50号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算(第8号)	別冊
議案第51号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第5号)	別冊
議案第52号	令和5年度登米市一般会計補正予算(第1号)	別冊
議案第53号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	5
議案第54号	財産の処分について	6

議案第 53 号

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険条例（平成17年登米市条例第137号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 3 月 24 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険条例（平成17年登米市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項 中 「40万8,000円」を「50万円」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 54 号

財産の処分について

次のとおり財産の譲渡契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月24日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 契約の目的 財産（不動産）の譲渡

2 譲渡する物件

所在	地目	地積
登米市登米町登米字日野渡鮎沢3番3	雑種地	27,683平方メートル
登米市登米町登米字日野渡鮎沢3番4	雑種地	6,741平方メートル
登米市登米町登米字日野渡鮎沢3番5	雑種地	273平方メートル
登米市登米町登米字日野渡蛭沢7番3	雑種地	574平方メートル
登米市登米町登米字日野渡蛭沢7番4	雑種地	396平方メートル

3 契約の金額 267,651,000円

4 契約の相手方 登米市津山町柳津字谷木187番地1
株式会社佐藤製材所
代表取締役社長 佐藤 裕康